

「構造改革特区」に関するヒアリング資料

国土交通省

(総論)

- ・ 構造改革特区について

(各論)

- ・ 行政財産である港湾施設の民間への貸付可能化
- ・ 公有水面埋立地における用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの運用改善、大臣協議の処理期間の短縮
- ・ 公有水面埋立地における用途変更が可能な用途の通知による明確化
- ・ 交通機関空白の過疎地における輸送の確保
- ・ 公共交通機関の利用が困難な身体障害者及び高齢者等に係る輸送の確保
- ・ 自動車荷役時やテスト走行時の仮ナンバー表示の緩和
- ・ 重量物輸送の車両総重量規制の緩和

平成14年10月9日

構造改革特区について

平成14年10月9日
国土交通省

1. 基本的考え方

国土交通省は、交通分野における需給調整規制の廃止を行うなど、これまでも規制改革に積極的に取り組んできた。

特に、都市再生については、都市再生特別措置法の制定（4月）都市再生緊急整備地域の第一次指定（7月、17地域）を既に行い、民間の都市開発事業の動きもにらみつつ、都市再生特別地区の決定に向け準備中である。さらに10月4日の本部会合において都市再生緊急整備地域の第二次指定案（28地域）を決定するなど、着実に進展してきている。

構造改革特区についても、地方公共団体等の提案の趣旨を十分に把握し、臨海部における特区の活用を始めとして、積極的に検討している。

2. 検討状況

地方公共団体等からの要望のうち、構造改革特区において実施可能な特例措置として対応することとしているのは以下の7項目である。

- ・ 行政財産である港湾施設の民間への貸付可能化
- ・ 公有水面埋立地における用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの運用改善、大臣協議の処理期間の短縮
- ・ 公有水面埋立地における用途変更が可能な用途の通知による明確化
- ・ 交通機関空白の過疎地における輸送の確保
- ・ 公共交通機関の利用が困難な身体障害者及び高齢者等に係る輸送の確保
- ・ 自動車荷役時やテスト走行時の仮ナンバー表示の緩和
- ・ 重量物輸送の車両総重量規制の緩和

その他のものについては、安全規制、利用者保護等の観点での必要最小限の規制を除き、現行規定でも実現可能であるか、あるいは、今後、全国的に対応することとしている。

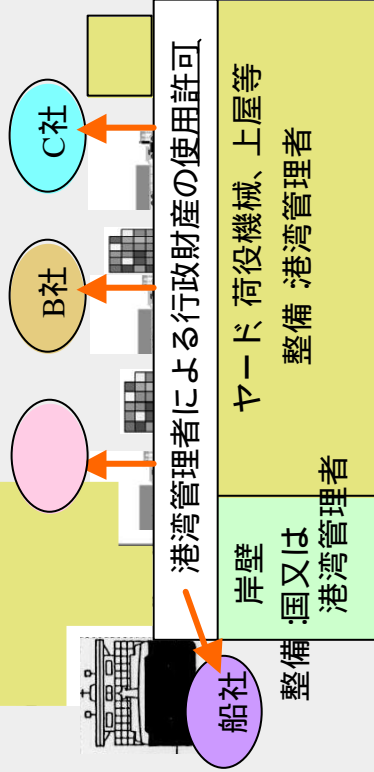
行政財産である港湾施設の民間への貸付可能化

- 1 .現行では、行政財産の貸付けは原則として禁止されており、行政財産である港湾施設については、原則として、港湾管理者が民間事業者の使用許可をしてその運営を行っているところ。
- 2 .構造改革特区において、既存公共埠頭を民間事業者へ一体的に貸し付け、当該民間事業者の経営能力を活用して効率的運営を図ろうとする、港湾管理者からの提案を踏まえて、行政財産である港湾施設を民間へ貸付けができるよう、構造改革特別区域法に港湾法等の特例として規定することを検討しているところ。
- 3 .具体的には、構造改革特区内の重要港湾において、特定の公共埠頭の一体的・効率的な運営事業を行おうとする民間事業者が、事業計画を作成し、公共性を担保するための手続を経た上で、港湾管理者が当該事業計画を認定した場合に、当該民間事業者に対して行政財産である当該埠頭の貸付けを行うことができるようにする制度を検討しているところ。
- 4 .なお、貸付けを受けた民間事業者は当該施設に係る料金の設定を自ら行えるとともに、当該料金収入を自らの収入とすることが可能となる。

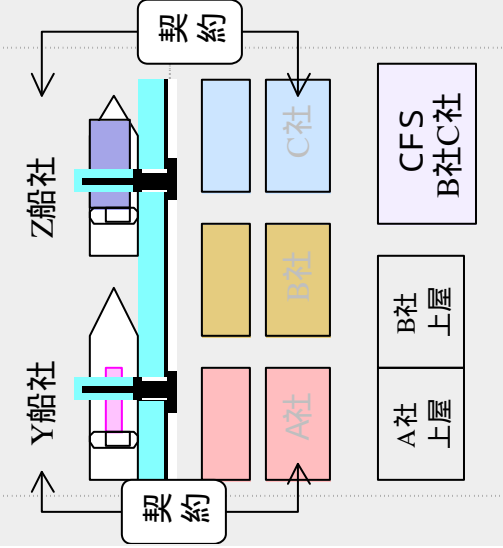
<特定埠頭運営効率化推進事業のイメージ>

(現 状)

港湾管理者主体による運営



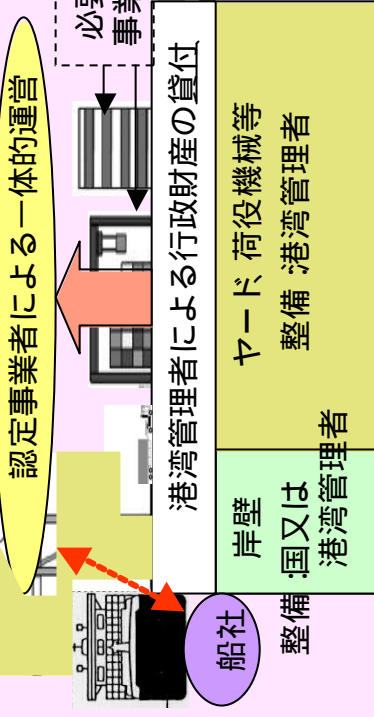
(使用許可(ヤード1年、岸壁12時間単位))



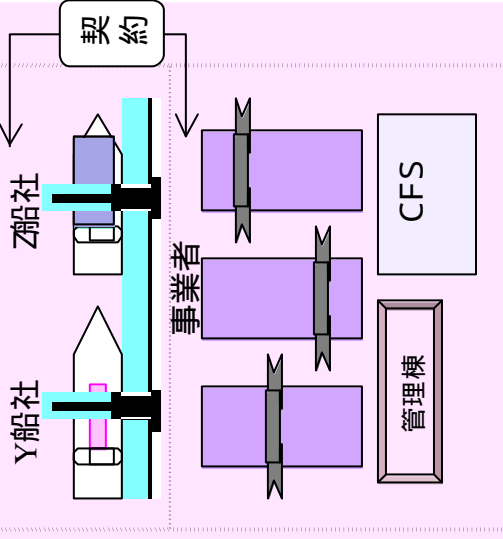
公設公営
複数の民間事業者
へ施設毎に一時的
使用許可
条例による画一料金
(岸壁等使用料)

(実 施 後)

民間事業者主体の運営



(長期(30年)貸付)



公設民営
上下分離の実現
・民間事業者への一体的
長期貸付け
民間の創意工夫
による一体的効率
的運営
柔軟な料金設定
・貨物量増加によるコスト
逓減効果への期待

港湾コストの低減

国際競争力の強化

〔参照条文〕

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（港湾施設の貸付等）

第五十四条 前条に規定する場合の外、第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設（港湾の管理運営に必要な土地を含む。）は、国土交通大臣（国有財産法（昭和二十二年法律第七十三号）第三条の規定による普通財産については財務大臣）において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。

2 （略）

第五十五条 港湾管理者が設立されたときは、その時において国の所有又は管理に属する港湾施設で、一般公衆の利用に供するため必要なもの（航行補助施設を除く。）は、港湾管理者に譲渡し、貸し付け、又は管理を委託しなければならない。

2 （略）

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）（抄）

（土地又は工作物の譲渡等）

第四条 （略）

2 前条第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、公用のため国において必要なものを除き、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、これを港湾管理者に管理を委託しなければならない。

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（沖縄の港湾に係る特例）

第一百八条 （中略）

6 第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。

7 （略）

8 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。）は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。

（以下略）

公有水面埋立地における用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの運用改善、大臣協議の処理期間の短縮

1．制度の現状

埋立者が公有水面埋立地の用途変更、権利の移転・設定を行う場合、竣功認可の告示の日から10年間は、免許権者（都道府県知事又は港湾管理者）の許可が必要となっている。また、国の立場から見て極めて重要又はもたらす影響が大きい埋立て、すなわち50ヘクタールを超える埋立て、特定重要港湾の埋立て、重要港湾の1ヘクタールを超える埋立て等については、その適切性を国も判断する必要があることから、免許に際して、大臣認可に係らしめているところであり、埋立地の用途変更、権利の移転・設定に係る免許権者の許可に際しても、同様に国がその適切性を判断する必要があることから、大臣協議に係らしめている。

2．特区として実現することとした事項

許可基準の一つである「已むことを得ざる事由あること」については、これまで、例えば、用途変更の場合には、「埋立を行った者自らの原因ではなく、社会・経済状況の変化による外部的要因による場合」、権利の移転・設定の場合には「会社の経営不振により継続的な土地利用が困難と認められる場合」等に限定するなど、極めて厳格に運用してきたところである。この「已むことを得ざる事由あること」について、例えば「特区制度の趣旨・目的に沿うような用途変更、権利の移転・設定であれば、原則として免許権者が弾力的に許可することを容認する」旨の通知を地方自治法に基づく技術的助言として発出するなど、用途変更、権利の移転・設定に係る許可基準の運用を見直す。また、大臣協議の処理期間については、現行受理から通知まで約1月要しているところを約2週間で処理する。

公有水面埋立法（天正十年四月九日法律五十七号）抄）

〔埋立地に関する処分の制限〕

第二十七条 第二十二條第二項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年間八第二十四條第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有權ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承繼人当該埋立地ニ付所有權ヲ移轉シ又ハ地上權、質權、使用賃借ニ依ル權利若ハ賃貸借其ノ他ノ使用及収益ヲ目的トスル權利ヲ設定セムトスルトキハ当該移轉又ハ設定ノ当事者ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 權利ヲ取得スル者ガ国又ハ公共団体ナルトキ
- 二 滞納処分、強制執行、担保權ノ実行トシテノ競売（其ノ例ニ依ル競売ヲ含ム）又ハ企業担保權ノ実行ニ因リ權利ガ移轉スルトキ
- 三 法令ニ依リ収用又ハ使用セララルトキ

都道府県知事ハ前項ノ許可ノ申請左ノ各号ニ適合スト認ムルトキハ之ヲ許可スベシ

- 一 申請手續ガ前項ノ国土交通省令ニ違反セザルコト
- 二 第二條第三項第四号ノ埋立以外ノ埋立ヲ為シタル者又ハ其ノ一般承繼人ニ在リテハ權利ノ移轉又ハ設定ニ付已ムコトヲ得ザル事由アルコト
- 三 權利ヲ移轉シ又ハ設定セムトスル者ガ其ノ移轉又ハ設定ニ因リ不当ニ受益セザルコト
- 四 權利ノ移轉又ハ設定ノ相手方ノ選考方法ガ適正ナルコト
- 五 權利ノ移轉又ハ設定ノ相手方ガ埋立地ヲ第十一条又ハ第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ニ從ヒ自ラ利用スト認メラルルコト

都道府県知事ハ第四十七條第一項ノ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル埋立ニ関シ第一項ノ許可ヲ為サムトスルトキハ予メ国土交通大臣ニ協議スベシ

公有水面埋立法（大正十年四月九日法律五十七号）抄

〔埋立地の用途と異なる利用の制限〕

第二十九条 第二十四条第一項ノ規定ニ依リ埋立地ノ所有権ヲ取得シタル者又ハ其ノ一般承継人ハ第二十二條第二項ノ告示ノ日ヨリ起算シ十年内ニ埋立地ヲ第十一條又ハ第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ト異ル用途ニ供セムトスルトキハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベシ但シ公用又ハ公共ノ用ニ供セムトスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

都道府県知事ハ前項ノ許可ノ申請左ノ各号ニ適合スト認ムルトキハ之ヲ許可スベシ

- 一 申請手續ガ前項ノ国土交通省令ニ違反セザルコト
- 二 埋立地ヲ第十一條又ハ第十三條ノ二第二項ノ規定ニ依リ告示シタル用途ニ供セザルコトニ付已ムコトヲ得ザル事由アルコト
- 三 埋立地ノ利用上適正且合理的ナルコト
- 四 供セムトスル用途ガ土地利用又ハ環境保全ニ関スル国又ハ地方公共団体（港務局ヲ含ム）ノ法律ニ基ク計画ニ違背セザルコト

都道府県知事ハ第四十七條第一項ノ国土交通大臣ノ認可ヲ受ケタル埋立ニ関シ第一項ノ許可ヲ為サムトスルトキハ予メ国土交通大臣ニ協議スベシ

公有水面埋立地における用途変更が可能な用途の通知による明確化

(本提案の趣旨)

製造業、流通保管用地といった現在の用途を例えば、「リサイクル関連用地」と言った幅広い概念の用途や複数の現用途の併記による用途などへの検討要請

1. 制度の現状

埋立地の用途は、埋立てによって造成される土地の利用を特定したものであり、免許にあたり、埋立ての必要性を判断するうえで最も重要な事項の一つであることから、なるべく具体的に特定する必要がある。このため、埋立地の用途については港湾計画の土地利用区分より詳細な区分を行い、工業用途については、総務省の日本標準産業分類の大分類又は中分類により定めている。

2. 特区として実現することとした事項

特区内において、現在の産業分類にない新しい産業が立地してくることも考えられ、埋立地の用途については、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用に対応する用途を例示し、技術的助言として通知する。

公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号）（抄）

1 埋立免許の願書等について（法第2条、則第1条、第2条及び第3条関係）

（4）埋立地の用途について（法第2条第2項第3号、則第1条及び別記様式第1関係）

イ 法第2条第2項第3号の埋立地の用途は、法第3条の規定による出願事項の縦覧及び地元市町村長の意見徴取、法第4条の規定による埋立免許基準、法第13条ノ2の規定による出願事項の変更並びに法第29条の規定による埋立地の用途変更の許可等の埋立地の用途に関する規定の趣旨を考慮して定めさせる必要があるが、なるべく具体的であること。

ロ イの場合において、埋立地の用途のうち工業用途については、八からホまでによるほか、少なくとも、統計法の規定による日本標準産業分類のうち中分類によること。

ハ 工業用途のうち、石油製品製造業用地と、石炭製品製造業用地は区分するものとし、また、金属製品製造業用地及び機械器具製造業用地は併せて金属機械器具製造業用地とすることができるものであること。

ニ 工業用途のうち、中小企業工業団地造成のための埋立てでロにより定め難いものについては、製造業用地として用途を定めることができるものであること。

ホ 主たる工業用地の関連工業用地は、主たる工業用地と同一の用途として取り扱うこと。

ヘ 独立した用途として表示されない公共施設用地についても、免許権者は、法第24条第1項ただし書の規定に基づき、免許条件をもって公共帰属させることができるものであること。

交通機関空白の過疎地における輸送の確保

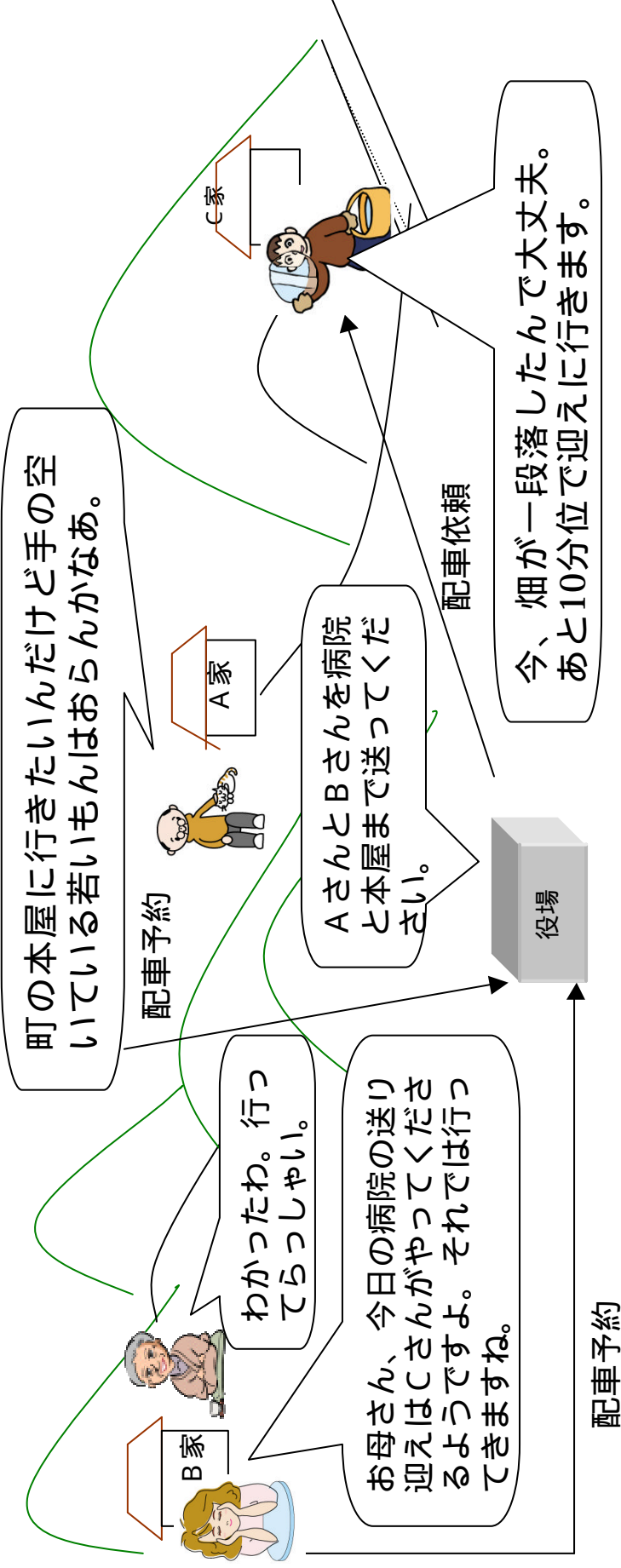
- 1 .交通機関空白の過疎地における輸送の確保については、その問題点の把握や今後の方向性の検討のため、現在愛知県豊根村において住民ボランティアを主体とした実証実験を行っているところである。
- 2 . 実証実験においては、実費相当分等一定の対価を支払う場合の取扱いについても検討することとしているところである。
- 3 . 実証実験の結果を踏まえた結論については今年度末を目途に得ることとしているが、全国的に実施する前段階としてさらなる課題の整理等を行うために、特区において先行的に実施することとした。

交通空白の過疎地における住民輸送の実証実験事業

愛知県豊根村で秋頃に実施

村にあらかじめ登録した住民ボランティアが、移動手段をもたない高齢者等の希望に応じ輸送サービスを実施する。(保険の付保、人身事故・重大違反の経歴のない安全なもの活用等、利用者の保護に配慮が前提)

実費相当分等一定の対価を支払う場合の取扱いについても併せて検討。



公共交通機関の利用が困難な身体障害者及び高齢者等に係る輸送の確保

- 1．公共交通機関の利用が困難な身体障害者及び高齢者等に係る輸送の確保については、その問題点の把握や今後の方向性の検討のため、現在札幌市においてタクシー事業者及びボランティア団体等が参加した実証実験を行っているところである。
- 2．実証実験においては、タクシー事業者とボランティア団体等の役割分担等についても検討対象となっており、一定の要件を満たす場合には、このような輸送の実施主体としてボランティア団体等を活用することが適切かどうかについて検討することとしている。
- 3．実証実験の結果を踏まえた最終的な結論については今年度末を目途に得ることとしているが、全国的に実施する前段階としてさらなる課題の整理等を行うために、特区において先行的に実施することとした。

STS Q&A' シェア・トランスポートサービス) 実証実験事業

札幌市で9月～11月(予定)に実施

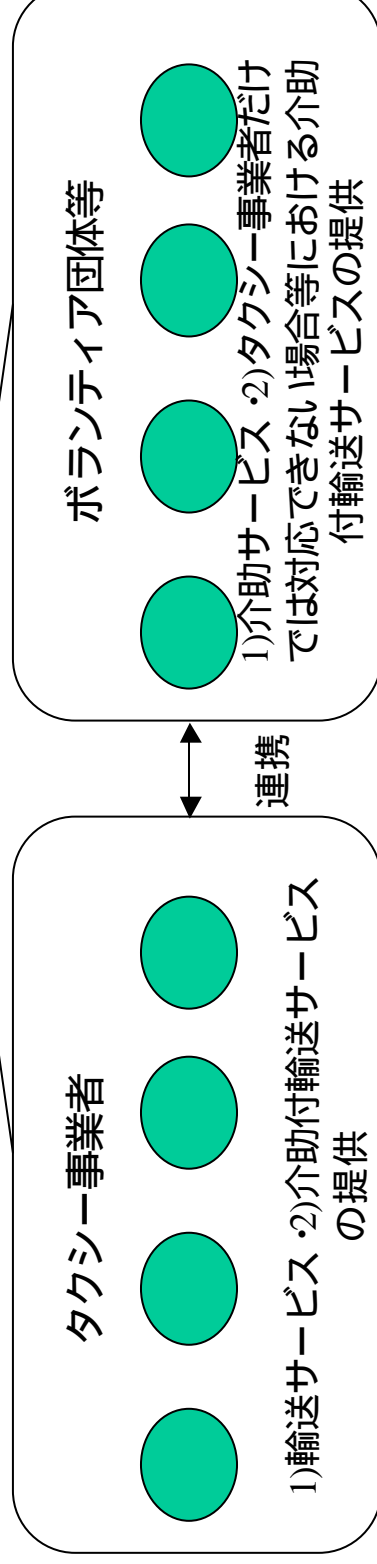
札幌市内タクシ－事業者及びボランティア団体等数社が参加。

利用者は、関係者が共同で設置する予約センターに申し込み、タクシ－事業者とボランティア団体等が連携して、利用者の輸送・介助のニーズに対応する。

タクシ－事業者とボランティア団体等がそれぞれの専門分野を生かしたすみわけを図りながら連携を図るなど、一定の要件を満たした場合には、STSの実施主体としてボランティア団体等を活用することが適切かどうかについても検討する。

公共交通機関の利用が困難な身体障害者、高齢者等

共同予約センター



道路運送法（抄）

（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（種類）

第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（イ及びハの旅客自動車運送事業以外の一般旅客自動車運送事業）
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により乗車定員十人以下の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イから八までに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

（有償運送の禁止及び賃貸の制限）

第八十条 自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

2・3 （略）

（免許等の条件又は期限）

第八十六条 免許、許可又は認可には条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

- 2 前項の条件又は期限は、公衆の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、当該道路運送事業者（道路運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

自動車荷役時やテスト走行時の仮ナンバー (回送運行許可番号標)の表示の緩和

- 1 自動車荷役時やテスト走行時の仮ナンバー(回送運行許可番号標)の利用について、特区内で取り扱う自動車は外国製の高級車が多く、かつ新車であり、回送運行許可番号標の着脱時に車体に損傷を与えるおそれがあることから、回送運行許可番号標を車体に傷をつけない簡易なもので代替できるようにしてほしいという御提案がなされているところ。
- 2 現行では、省令により「回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中回送運行許可番号標に記載された番号が判読できるように、回送運行許可番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによって行なう」こととしている。
- 3 今後、提案県担当者等と「特区内の特定区間の回送運行に限り、車両に傷のつかない回送運行許可番号標の具体的な代替策」を検討の上、提案に沿うよう措置することとしている。

道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）（抄）

（登録の一般的効力）

第四条 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九条から第三十二条までを除き本章において同じ。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

（自動車登録番号標等の表示の義務）

第十九条 自動車は、国土交通省令で定めるところにより、第十一条第一項（同条第二項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣又は第二十五条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標及びこれに記載された自動車登録番号を見やすいように表示しなければ、運行の用に供してはならない。

（臨時運行許可番号標表示等の義務）

第二十六条 臨時運行の許可に係る自動車は、国土交通省令で定めるところにより臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、臨時運行許可証を備え付けなければ、これを運行の用に供してはならない。

（回送運行の許可）

第二十六条の二 自動車の回送を業とする者でその営業所ごとに地方運輸局長の許可を受けたものが、当該営業所の業務として回送する自動車（以下「回送自動車」という。）で、国土交通省令で定めるところにより回送運行許可番号標及びこれに記載された番号を見やすいように表示し、かつ、回送運行許可証を備え付けたものを、当該回送運行許可証の有効期間内に、これに記載された目的に従つて運行の用に供するときは、第四条、第十九条、第五十八条第一項及び第六十六条第一項の規定は、当該自動車について適用しない。

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年八月十六日運輸省令第七十四号）（抄）

（自動車登録番号標の様式等）

第十一条 自動車登録番号標は、第一号様式による。

3 自動車登録番号標は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 金属製のもの又は金属及び透明材料を用いたものであること。
- 二 使用に十分耐える厚さ及び硬度を有するものであること。
- 三 腐しよく、さび又はき裂の生ずるおそれの少ないものであること。
- 四 塗装の色が変わり又はあせるおそれの少ないものであること。
- 五 塗膜のはげ落ち又はき裂の生ずるおそれの少ないものであること。

（臨時運行許可証の表示）

第二十三条 臨時運行許可証（有効期間を記載した裏面に限る。）は、自動車の運行中その前面の見やすい位置に表示しなければならない。

（臨時運行許可番号標等の表示）

第二十四条 法第三十六条（法第七十二条第二項）において準用する場合を含む。（）の規定による臨時運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示は、自動車の運行中臨時運行許可番号標に記載された番号が判読できるように、臨時運行許可番号標を自動車の前面及び後面の見やすい位置に確実に取り付けることによつて行つものとする。ただし、一輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあつては、前面の臨時運行許可番号標を省略することができる。

(回送運行許可証の表示等)

第二十六条の五 第二十三条の規定は回送運行許可証の表示について、第二十四条の規定は法第三十六条の二第一項（法第七十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による回送運行許可番号標及びこれに記載された番号の表示について準用する。

(回送運行許可証等)

第二十六条の六 回送運行許可証は第四号様式、回送運行許可番号標は第五号様式による。

2 第十一条第三項の規定は、回送運行許可番号標について準用する。

重量物輸送の車両総重量規制の緩和

- 1．重量物輸送に関する車両総重量の規制については、車両、貨物の特殊性が認められ、かつ、次の事項について適切な措置が講じられるとともに、当該措置が厳格に担保される場合には、一定期間試行的に規制緩和を実現することが可能と考えられる。
 - ・ 特定のルートを走行すること
 - ・ 道路構造に悪影響を与えないこと
 - ・ 費用負担を含む道路の適切な管理が行われること 等

- 2．なお、規制緩和の実現に当たって必要となる個別の特殊車両通行許可及び基準緩和認定については、各道路管理者及び各地方運輸局長が車両、貨物の特殊性、代替措置の確実性等について総合的に勘案して判断することとなる。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

第四十七条 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

3 4 （略）

四十七條の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

2 7 （略）

車両制限令（昭和三十六年七月十七日政令第二百六十五号）（抄）

（車両の幅等の最高限度）

第三条 法第四十七条第一項の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。

一 （略）

二 重量 次に掲げる値

イ 総重量 高速自動車国道又は道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値、その他の道路を通行する車両にあつては二十トン

ロ 一 （略）

三 五 （略）

2 バン型のセミトレーラ連結車（自動車と前車軸を有しない被けん引車との結合体であつて、被けん引車の一部が自動車に載せられ、かつ、被けん引車及びその積載物の重量の相当の部分が自動車によつて支えられるものをいう。以下同じ。）
タンク型のセミトレーラ連結車、幌枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトレーラ連結車並びにフルトレーラ連結車（自動車と一の被けん引車との結合体であつて、被けん引車及びその積載物の重量が自動車によつて支えられないものをいう。以下同じ。）で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものの総重量の最高限度は、前項の規定にかかわらず、高速自動車国道を通行するものにあつては三十六トン以下、その他の道路を通行するものにあつては二十七トン以下で、車両の軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値とする。

3 （略）

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

（自動車の構造）

第四十条 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 長さ、幅及び高さ
- 二 九（略）

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）（抄）

（車両総重量）

第四条 自動車の車両総重量は、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の下欄に掲げる重量を超えてはならない。

| 自動車の種別 | 最遠軸距（メートル） | | 車両総重量（トン） | |
|--------------|------------|----------|---|-----------------------------|
| | 一 | 二 | 一 | 二 |
| セミトレーラ以外の自動車 | 五・五未満 | 五以上七未満 | 二十 | 二十二（長さが九メートル未満の自動車にあつては、二十） |
| | 七以上 | 五以上七未満 | 二十五（長さが九メートル未満の自動車にあつては二十、長さが九メートル以上十一メートル未満の自動車にあつては二十二） | |
| | 五未満 | 五以上七未満 | 二十 | |
| | 五以上七未満 | 七以上八未満 | 二十二 | |
| | 七以上八未満 | 八以上九・五未満 | 二十四 | |
| セミトレーラ | 八以上九・五未満 | 九・五以上 | 二十六 | 二十八 |
| | 九・五以上 | | | |

（基準の緩和）

第五十五条 地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、本章の規定であつて当該自動車について適用しなくても保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣が告示で定めるもののうち、地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。

2 前項の認定は、条件若しくは期限又は認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して行うことができる。

3 7（略）